

静岡市消防局 障害者活躍推進計画

機関名	静岡市消防局
任命権者	静岡市消防長
計画期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）
静岡市消防局における障害者雇用に関する課題	静岡市消防局においては、職員数1,000人を超える機関であるが、消防吏員は、消防活動を行うための所要の身体条件を有することが求められるため、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない（障害者の法定雇用上、消防吏員は「除外職員」とされている）。 しかしながら、中途障害者となる職員が在籍することもあると考えられるため、今後も市長部局と連携し、更なる体制整備や各種取り組みが必要である。
目標	
採用に関する目標	○障害者雇用の推進に関する理解を促進する。 （評価方法） ・取組内容1の体制整備がされているか ・相談窓口等が職員に周知されているか
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として消防部長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、消防総務課内に障害者である職員の相談窓口を設定し周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○中途障害者となり従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○中途障害者となった職員については、相談窓口への相談のほか、定期的に行う人事評価面談や、本人の希望も踏まえ個別に行う面談において、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。